

美唄市美しきまちづくり条例（素案）に対する意見

意見	意見に対する考え方
<p>全体 平成18年にも同じ条例のパブリックコメントがあったが、今回、再度パブリックコメントを行う理由は何か。</p>	<p>前回のパブリックコメントを行った際の条例素案については、更に検討を加え、「資源の循環的な利用等の促進」（第10条）「地球温暖化対策の推進」（第11条）「人と自然との共生」（第12条）「野生生物の保護」（第13条）「大気汚染対策の推進」（第14条）「水質汚濁対策の推進」（第15条）「土壌汚染対策の推進」（第16条）の規定を追加したことから、改めて今回のパブリックコメント手続きを行ったものです。</p>
<p>全体 条例の解説が分かりにくいので、より分かりやすいものをつくってほしい。</p>	<p>条例の解説については、ご意見を踏まえ、さらに分かりやすいものに整理します。</p>
<p>全体 造反者への罰則を規定してほしい。 造反者への明確な罰則規定を示した方がよい。</p>	<p>罰則の規定に関しては、不法投棄に対しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」といいます。）で落書きに対しては軽犯罪法で、ポイ捨てに対しては、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例、それぞれ既に定められているため、この条例には、重複して規定することは避けました。</p>
<p>全体 条例の文体が「である体」と「です体」と混じっているので、統一すべき。</p>	<p>文体を「です体」で統一しました。</p>
<p>前文 生産性の向上や利便性の向上＝生活が飛躍的に豊かになるのか。大量生産、大量消費、大量廃棄が社会現象なのか。「地球温暖化など環境に様々な悪影響を引き起こしています。」としてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のように修正しました。 「わたしたちの生活は、生産性の向上や利便性の追求の結果、飛躍的に豊かになる反面、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を生み、ひいては地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の問題を引き起こしています。」</p>
<p>第1条 「市民が」は「市民及び事業者」では、</p>	<p>「市民」の定義を事業者も含め、広く規定することとしました。（第2条第2号）</p>
<p>第3条第2項 「市、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し、協働による環境に配慮した美しきまちづくりの取り組みに努めます。」は「環境に配慮した」の方がよい。</p>	<p>第3条「基本理念」の規定は、全面的に整理し、ご意見をいただいた箇所は、次のように修正しました。 「わたしたち市民は、それぞれの役割に応じた適切な役割分担と市との協働により、自主的かつ積極的に美しきまちづくりを進めます。」</p>

意見	意見に対する考え方
<p>第4条 「日常生活において環境への負荷が少ない循環型社会を目指し」は第3条と重複しているので、削除した方がいい。</p>	<p>第4条「市の責務」の規定は、「市の役割」(第7条)とし、次のように修正しました。 「市は、施策の策定及び実施に当たっては、美しきまちづくりに配慮するとともに、環境への負荷の低減に率先した役割を果たします。」</p>
<p>第8条 第1項と第2項をまとめた方がいい。</p>	<p>「廃棄物の減量化及び適正処理の推進」の規定は、第20条として、市の役割を、市民の役割との違いを明確にするため、次のように整理しました。 「市は、廃棄物の減量化等を推進するため、廃棄物の発生抑制及び再資源化に関する施策を実施します。」</p>
<p>第13条 「野生生物の保護」は有害野生生物も保護することになるのか。</p>	<p>野生生物が有害か否かは人間生活との関係性で判断されることになるとは思います。少なくとも在来種である野生生物に関しては、その生息環境を確保する必要があるため、「生物の生息が可能な環境の保全と創出」(第19条)として、次のように整理しました。 「事業者及び市は、生物の生息環境を確保するため、生物の生息が可能な環境の保全と創出に努めます。」</p>
<p>第19条～22条、第24条 条例では「何人も」と規定されているのに、解説では「市民及び事業者は」となっていて、主語が不一致である。 「何人も」の規定は、法令で規定されていると思われるので、条例で重ねて規定する意味はないのではないかと。 第20条(落書きの禁止)、第22条(自動車等の放置行為の禁止)の「何人も」は、「市民及び事業者」とすべきではないかと。</p>	<p>解説については、修正します。 また、法令との関係については、ポイ捨ての禁止(第19条)については前出の道条例に、落書きの禁止(第20条)については軽犯罪法に、野焼き行為の禁止(第24条)については廃掃法に、それぞれ禁止行為として規定されていますが、自動車等の放置の禁止(第22条)については特に法令の規定はありません。 これらの規定については、清潔な生活環境づくりのために基本的な事項としてすべての人に対して必要なことから、法律や道条例と重複するものの、ポイ捨て禁止、落書きの禁止の規定は確認的規定として、「土地所有者等の責務」(第22条)、「公共の場所の清潔保持」(第25条)とし、自動車等の放置の禁止の規定は、この条例と別に検討することとしました。</p>
<p>第25条・第26条 第26条(愛がん動物のふんの放置禁止)は、第25条(飼養者の責務)に整理した方がいい。 「ふん」は表現を変えた方がいい。</p>	<p>第25条・第26条は、「公共の場所の清潔保持」(第25条)で、次のように整理しました。 「ペットの飼い主は又は管理者は、公共の場所において、ふんを放置する等他人の迷惑になる行為をしてはいけません。」 なお、「ふん」については、法令上も使われているので、この表現にしました。</p>

意見	意見に対する考え方
<p>施行について 自然環境では相手が大きすぎてピンとこないのでは、条例制定後の柱となるもの若しくは市が描いているビジョン、目標のようなものを示してほしい。 また、各事業者が得意分野で「美観」づくりの貢献できる部分も取り入れてほしい。</p>	<p>「基本理念」(第3条)を整理したほか、新たに「施策の策定等に係る方針」(第8条)を加え、基本的な考え方や方向性を明確にしました。また、「環境基本計画」を策定することとしていますので(第9条)、更に具体的な取り組み内容をこの計画に盛り込んでいきます。 事業者の役割としては、市の施策への協力のほか、美しまちづくりに自ら努める規定も加えましたので(第6条第3項)、市民、事業者及び市の協働により「美観」づくりを進めていきたいと考えています。</p>
<p>施行について 条例を進めるに当たって、学校、事業団、団体、町内会などを対象として、モデル事業を立ち上げ、浸透させていってはどうか。</p>	<p>市民、事業者及び市の協働による循環型社会づくりが必要であると考えていますので、それぞれの役割に応じた取り組みが重要となります。 この条例を具体化するために「環境基本計画」を策定することとしていますので、この計画の中で、ご意見のような取り組みを検討していきたいと考えています。</p>